国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究人に関する法律（平成二十
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構九十一号）

を

「

独立行政法人に三号）

」

に改める。

等を行う国立研究開発法年法律第九十三号）

法（平成十四年法律第百

（印紙税法の一部改正）

第六十四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）第十四条第一項第一号から第七号まで（業務の範囲）の業務、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）第六条第一項第一号（機構による特定通信・放送開発事業の推進）の業務及び電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号（機構による施設整備事業の推進）の業務に関する文書の項文書名の欄中「独立行政法人情報通信研究機構法」を「国立研究開発法人情報通信研究機構法」に改め、同項作成者の欄中「独立行政法人情報通信研究機構」を「国立研究開発法人情報通信研究機構」に改め、同表独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一項第一号、第二号及び第九号（業務の範囲等）の業務に関する文書の項文書名の欄中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法」に改め、同項作成者の欄中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」を「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構」に改め、同表独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号（業務の範囲）の業務に関する文書の項文書名の欄中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法」に改め、同項作成者の欄中「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、同表独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第三号（業務の範囲）の業務に関する文書の項文書名の欄中「独立行政法人海洋研究開発機構法」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改め、同項作成者の欄中「独立行政法人海洋研究開発機構」を「国立研究開発法人海洋研究開発機構」に改める。

（財務省設置法の一部改正）

第六十五条　財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八条の二」を「第八条」に改める。

第六条第二項を削る。

第八条の二を削る。

（独立行政法人酒類総合研究所法の一部改正）

第六十六条　独立行政法人酒類総合研究所法（平成十一年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（中期目標管理法人）

第三条の二　研究所は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。

第八条（見出しを含む。）中「役員」を「理事」に改める。

第十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十五条中「、主務省」及び「、財務省」を削る。

（独立行政法人造幣局法の一部改正）

第六十七条　独立行政法人造幣局法（平成十四年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「（行政執行法人）」に改め、同条中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第九条を次のように改める。

（理事長及び理事の任期等）

第九条　通則法第二十一条の三第一項の個別法で定める期間は、二年とする。

2　理事の任期は、二年とする。

第十三条中「以下」を「次条において」に、「第十九条第一項」を「第十八条」に改める。

第十五条第一項中「通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る」を「毎事業年度、」に改め、同項第一号中「当該中期目標の期間（以下この項及び次項において「当該期間」という。）の最後の事業年度」を「当該事業年度（以下この項及び次項において「対象事業年度」という。）の直前の事業年度（次号において「前事業年度」という。）」に、「当該期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同項第二号中「前期間の最後の事業年度」を「前事業年度」に、「当該期間の最後の事業年度」を「対象事業年度」に改め、同条第二項中「当該期間」を「対象事業年度」に、「中期目標の期間」を「事業年度」に、「第三十条第一項の認可を受けた中期計画」を「第三十五条の十第一項の認可を受けた事業計画」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条中第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条第二項を削る。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

（緊急の必要がある場合の財務大臣の命令）

第十八条　財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第三号及び第七号の業務に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第十九条　削除

第二十条中「、主務省」及び「、財務省」を削る。

第二十二条に次の一号を加える。

三　第十八条の規定による財務大臣の命令に違反したとき。